歯科診療は、鹿児島県の委託事業として、県歯科医師会が年間計画を作成して、各島年 2 回実施されて おります。

このたび、離島では、継続的な治療、重度のむし歯・歯周病の治療が十分行えていない状況にあることから、25年度から27年度までの3か年間、歯科医療等体制充実事業と称し、義歯の製作調整、重度のむし歯、歯周病治療等の医療体制モデル事業を実施することになりました。25年度は、中之島で実施されております。



中之島での歯科医療 等体制充実事業は、1 月24日~26日と2月4 日~6日の間、実施されました。

また、計画変更により、3月24日~26日の間(中之島)においても、実施する予定となっております。



26年度は、諏訪之瀬島で2回実施される計画となっております。また、歯科診療も毎年実施されますので、ぜひ、受診ください。